

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

令和4年度計画

令和4年3月

令和4年3月31日
(変更) 令和4年8月 3日
(変更) 令和4年8月29日
(変更) 令和4年10月19日
(変更) 令和4年12月 9日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 令和4年度計画

鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定に基づき、令和4年度における業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 鉄道建設等業務

北陸新幹線（金沢・敦賀間）の工期遅延・事業費増加に関連して発出された「業務運営の抜本的な改善に関する命令」（令和2年12月22日）を重く受け止め、同命令に基づき機構が策定した「業務運営の抜本的な改善に関する命令を受けての改善措置について」（令和3年1月29日）を引き続き確実に実施するとともに、業務改善の取組をより一層進めるために策定した「鉄道・運輸機構改革プラン」（令和3年7月30日）に基づく取組を着実に推進する。

① 整備新幹線整備事業

建設中の新幹線の各路線について、事業費及び工程の管理を適切に行うとともに、公的整備主体として関係者との連携・調整を図り、以下のとおり事業の着実な進捗を図る。

a. 北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）

- ・建設発生土受入地の確保に努め、トンネル工事を実施する。
- ・関係者との協議や詳細設計等を推進し、トンネル及び高架橋等の土木本体工事の発注を概ね完了する。
- ・機構初の取組みであるECI方式にて、札幌車両基地高架橋工事の発注

手続きを進める。

- b. 北陸新幹線（金沢・敦賀間）
 - ・土木本体工事を完了し、軌道敷設工事を概ね完了する。
 - ・雪害対策設備や車両検修設備、駅設備等の機械工事を実施する。
 - ・駅舎や車両基地内建物等の建築工事を概ね完了する。
 - ・変電設備や電車線路設備等の電気工事を概ね完了する。
 - ・開業準備段階に移行するため、各作業を行う部門ごとの連携を十分に密なものとし、所要の諸試験や検査を実施する。

- c. 九州新幹線（武雄温泉・長崎間）
 - ・開業監査等を進め、令和4年度秋頃の完成・開業を実現する。
（JR九州が9/23開業を公表済）

なお、事業の実施に当たっては、経済的に安全かつ工期どおりに建設する重要性にかんがみ、工事完成予定時期と照らしてどの程度進捗しているか、また、事業費が予定の範囲内で進捗しているかを適切に把握する。

事業費や工程については、事業総合管理委員会において理事長のトップマネジメントの下、工区単位で課題が発生していないか機構内で随時確認し、課題の発現リスクがある場合や発生した場合は、速やかに関係者との調整を行うなど、管理を一層徹底する。また、想定できない事情により発生する工程遅延や事業費上振れリスクを低減するため、関係者間の会議体等において、情報共有を行い、課題の解決に努めていく。その上で、工事实施計画の認可の際の事業費を上回ることはないよう、技術開発の動向等を踏まえてあらゆるコスト縮減に努めるとともに、各線区で行ったコスト縮減効果について整理し、機構内及び関係者間において、コミュニケーションツールや会議体を通じて共有を図る。

また、中期目標で示された事業の各段階における留意事項を踏まえ、事業を遂行する。具体的には、工事实施段階にある線区については、品質を確保しつつ、合理的かつ効率的な工事の実施に努めるとともに、安全な事業遂行に万全を期す。開業準備段階に移行する線区においては、開業に向け、様々な諸試験や検査を行うこととなるため、各作業を行う部門ごとの連携を十分に密なものとする。

新型コロナウイルス感染症については、国による通知の趣旨に則り対応しているところであるが、工事等の受注者とともに感染拡大防止に努め、完成・開業予定時期を踏まえ、工程に影響を及ぼさないよう適切に管

理する。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組むにあたり、事業費及び工程への影響の把握に努め、関係者間の会議体等においてその影響について情報共有を行い、課題の早期調整に努める。

また、工事の進捗状況をホームページ等で公表する。

未着工区間について、調査を実施する。特に、北陸新幹線（敦賀・新大阪間）については、環境影響評価の手続きを適切に実施する。

② 都市鉄道利便増進事業等

都市鉄道利便増進事業

建設中の各路線について、事業費及び工程の管理を適切に行うとともに、公的整備主体として関係者との連携・調整を図り、以下のとおり事業の着実な進捗を図る。

神奈川東部方面線（相鉄・東急直通線）

- ・土木本体工事、軌道敷設工事、機械工事、建築工事、電気工事を完了する。
- ・開業監査等を進め、令和5年3月の完成・開業を実現する。

なお、事業の実施に当たっては、経済的に安全かつ工期どおりに建設する重要性にかんがみ、工事完成予定時期と照らしてどの程度進捗しているか、また、事業費が予定の範囲内で進捗しているかを適切に把握する。

事業費や工程については、事業総合管理委員会において理事長のトップマネジメントの下、工区単位で課題が発生していないか機構内で随時確認し、課題の発現リスクがある場合や発生した場合は、速やかに関係者との調整を行うなど、管理を一層徹底する。また、想定できない事情により発生する工程遅延や事業費上振れリスクを低減するため、関係者間の会議体等において、情報共有を行い、課題の解決に努めていく。その上で、速達性向上計画の認定の際の事業費を上回ることはないよう、技術開発の動向等を踏まえてあらゆるコスト縮減に努めるとともに、コスト縮減効果について整理し、機構内及び関係者間において、コミュニケーションツールや会議体を通じて共有を図る。

また、中期目標で示された事業の各段階における留意事項を踏まえ、事業を遂行する。具体的には、開業準備段階に移行しているため、開業に向け、様々な諸試験や検査を行うこととなるため、各作業を行う部門ごとの連携を十分に密なものとする。

新型コロナウイルス感染症については、国による通知の趣旨に則り対

応しているところであるが、工事等の受注者とともに感染拡大防止に努め、完成・開業予定時期を踏まえ、工程に影響を及ぼさないよう適切に管理する。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組むにあたり、事業費及び工程への影響の把握に努め、関係者間の会議体等においてその影響について情報共有を行い、課題の早期調整に努める。

③ 鉄道建設業務に関する技術力を活用した受託業務等の支援

受託工事線について、協定に基づいた工期内で完成できるよう着実な進捗を図る。

中央新幹線については、関係者との連携・調整を図りながら、非常口工事、橋りょう・高架橋工事及びトンネル工事を着実に推進する。

また、国、地方公共団体、鉄道事業者等からの要請に対応し、鉄道整備の計画に関する調査を実施する。

なお、鉄道事業者から新たな工事の受託要請があった場合は、外部有識者からなる「鉄道工事受託審議委員会」において審議し、同委員会の意見を踏まえつつ、受託の可否について決定する。

さらに、大規模災害等の発生時においても、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、国や地方公共団体等からの要請があった場合は、その支援等に積極的に取り組む。

鉄道事業者、地方公共団体との情報交換等の機会を捉え、鉄道施設の保全・改修、交通計画策定等に関するニーズを把握し、関係諸機関との連携強化を図りつつ、鉄道ホームドクター制度を用いて、地域鉄道事業者等の要請に応じ、鉄道施設の保全・改修等に係る技術的な事項について適切かつ極力きめ細やかに助言するほか、鉄道施設等に係る技術的な情報の提供等、地域における交通計画の検討、分析、評価等に資する機構の支援システム（GRAPPE）を活用した支援を実施する。これらの技術支援等に対する当該地域鉄道事業者等へのアンケート調査（5段階評価）で平均3.0以上の評価を得ることを目指す。

また、地域鉄道に係わる諸機関と緊密に連携して、このような機構の技術支援に係る情報の収集・発信を行い、その一層の利用を促進する。

さらに、近年、自然災害が頻発・激甚化する中、地域鉄道事業者等の懸案とされている設備の老朽化等も進んでいることから、事業者の防災及び被災に対する機構の支援のあり方を検討する。

④ 鉄道建設に係る業務の質の向上に向けた取組み

良質な鉄道を建設するために、品質管理・施工監理等に係る技術基準類

の継続的整備を行う。特に、「コンクリート構造物の配筋の手引き」の改定を終え、講習会等を通じ関係者に周知、徹底する。

また、鉄道建設に必要な技術力の向上及び承継のために、施工監理講習及び経験年数を踏まえた段階的な技術系統別の研修を実施するとともに、業務に関連する技術士等の資格の取得を促進する。

鉄道建設工事における業務の効率化を図るため、令和 3 年度に制定した技術提案・交渉方式 (ECI)、概算数量発注方式の活用を進めるとともに、土木本体工事において、発注者指定方式で BIM/CIM の活用検討を進める。また、遠隔臨場等工事への DX の導入に向けた取り組みを進める。

鉄道建設工事の進捗を踏まえ、技術開発テーマの抽出から成果の活用に至るまで一貫して推進するため、土木 (トンネル、橋りょう、土構造)、軌道、機械、建築、電気の業務分野ごとに設置している分科会において、各路線に係るニーズに基づき計画的に技術開発を推進する。また、技術開発成果の活用状況について、フォローアップを進める。

さらに、建設技術に係る各種学会等への積極的な参画に加え、技術開発を推進し、その成果をこれらの学会等並びに本社における技術研究会及び地方機関における業務研究発表会を通じて公表する。

加えて、鉄道建設特有の技術について、部外へ適切に理解してもらうため、現場見学会等の実施に取り組む。

(2) 我が国鉄道技術の海外展開に向けた取り組み

国土交通省等の関係者との連携を図りつつ、鉄道分野における海外社会資本事業への我が国事業者の参入が図られるよう、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律 (平成 30 年法律第 40 号) 第 4 条に規定する業務について、同法第 3 条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、新幹線鉄道の技術が活用され、又は活用されることが見込まれる海外の高速鉄道に関する事業性等の調査、測量、鉄道構造物や電気、機械設備等の設計、工事管理、試験及び研究を行う。

インド高速鉄道計画については、国土交通省等関係者との緊密な連携の下で技術協力を行っていくとともに、出資を行った事業の進捗状況、資金収支等を適切に把握・評価し、出資金の効率的な使用及び適切な回収を図る。

加えて、他国の高速鉄道に関する調査・設計・工事管理等の業務についても、受注を目指す。

また、国等が進める我が国鉄道技術の海外展開に向けた取り組みに対し

協力し、海外への専門家派遣や各国の研修員等の受入れ、鉄道分野における国際規格への取組み、海外の鉄道建設関係の機関等との技術交流等を行う。

(3) 鉄道施設の貸付・譲渡の業務等

鉄道事業者に対し貸付又は譲渡した鉄道施設の貸付料・譲渡代金の確実な回収を図る。

なお、引き続き、鉄道事業者の経営状況の調査・検証態勢を強化するとともに、償還期間の変更を実施した事業者等については令和3年度決算終了後に経営状況等の把握を図り、償還確実性を検証する。

令和4年度秋頃完成予定の九州新幹線（武雄温泉・長崎間）について、九州旅客鉄道株式会社に対し、また、令和4年度下期完成予定の神奈川東部方面線（相鉄・東急直通線）について、相模鉄道株式会社及び東急電鉄株式会社に対し、それぞれ適切に貸付を行う。

さらに、並行在来線への支援のための貨物調整金について、特例業務勘定から建設勘定への繰入れにより、国土交通大臣の承認を受けた金額を日本貨物鉄道株式会社に対して交付する。

(4) 鉄道助成業務等

① 鉄道助成

機構は、交通インフラ・ネットワークの機能充実・強化に資するため、整備新幹線、都市鉄道等、鉄道技術開発及び鉄道の安全・防災対策に対する補助等による支援及び新幹線譲渡代金、無利子貸付資金の回収を適正かつ効率的に実施していく。

勘定間繰入・繰戻及び補助金交付業務等について、法令その他による基準に基づき確実に処理するとともに、標準処理期間内（補助金等支払請求から支払まで30日以内、国の補助金の受入から給付まで7業務日以内）に執行できるよう適正かつ効率的に処理する。また、「鉄道助成業務の審査等に関する第三者委員会」に助成業務の実施状況等を報告し、得られた改善意見の必要部分を審査業務の改善に反映させること、及び審査ノウハウの承継、スキルアップのための職員研修等を必要に応じて一部見直し実施すること等により、業務遂行に係る効率性の向上等、鉄道助成業務の更なる充実強化を図る。

また、鉄道事業者等による各種助成制度の効果的な活用を支援するため、最新の助成事例を盛り込んだ鉄道助成ガイドブック及びパンフレッ

トの作成配布、ホームページでの公表を行うとともに、助成対象事業の適正な執行のために、執行に係る基本的な考え方を助成対象事業者に対して周知する。

さらに、既設四新幹線の譲渡代金（令和４年度回収見込額７２４億円）、無利子貸付資金（令和４年度回収見込額１５４億円）について約定等に沿った確実な回収を図るとともに、これらに係る債務を確実に償還する

② 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社からの長期借入金の借り入れ等

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成１４年法律第１８０号）附則第３条第１１項の規定による繰入れに必要な費用に充てるとともに、北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社（以下「旅客会社」という。）の経営の安定を図るため、同法附則第１１条第１項第６号及び第７号の規定並びに同条第９項により国土交通大臣が定める事項その他国土交通省の指示に基づき、旅客会社から長期借入金を借り入れるとともに、当該旅客会社に対し、当該長期借入金に係る利子の支払を確実に実施していく。

③ 中央新幹線建設資金貸付等業務

貸付金の償還が行われるまで、継続的に償還確実性を確認する必要があることから、貸付けを実施した建設主体に対し、財務状況、貸付けを行った事業の進捗状況等を把握するとともに、債権の保全及び約定に沿った貸付利息の確実な回収を図る。

（５）船舶共有建造等業務

① 船舶共有建造業務を通じた政策効果のより高い船舶の建造推進

船舶共有建造業務として、国内海運政策の実現に寄与する船舶建造を推進するため、機構が開催する各種セミナー等を実施し、より高い政策効果を実現する船舶の効果、利点を分かりやすく適切に周知する。

これらを通じて、次に掲げる船舶の延べ建造隻数が２８隻以上となるよう取り組む。

○物流効率化に資する船舶

- ・内航フィーダーの充実に資する船舶（京浜港・阪神港に就航し、外国貿易用コンテナを輸送するもの）

- ・ 高度モーダルシフト船（輸送力を増強するもの等）
- 地域振興に資する船舶
 - ・ 離島航路の整備に資する船舶
 - ・ 生活航路に就航する船舶のうち高度バリアフリー化要件を満たす船舶
 - ・ 国内クルーズ船（旅行客等観光向けのもの）
- 船員雇用対策に資する船舶
 - ・ 若年船員または女性船員を計画的に雇用する事業者の船舶
 - ・ 労働環境改善船（船員の居住環境改善、労働負担軽減の設備を設置するもの）
- 事業基盤強化に資する船舶
 - ・ 登録船舶管理事業者を利用する船舶
 - ・ 合併を行う事業者が建造する船舶
- グリーン化に資する船舶
 - ・ スーパーエコシップ（電気推進システムを採用したもの）
 - ・ LNG燃料船（LNGを燃料として運航するもの）
 - ・ 先進二酸化炭素低減化船（従来より二酸化炭素排出量が16%以上軽減されるもの）
 - ・ 高度二酸化炭素低減化船（従来より二酸化炭素排出量が12%以上軽減されるもの）
 - ・ 二重船殻構造を有する油送船及び特殊タンク船（海難事故発生時に油等が流出しないように側面と底面が二重になっているもの）
- 特定船舶導入計画の認定を受けた船舶

② 船舶建造等における技術支援

上記の国内海運政策の実現に寄与する良質な船舶の建造に資するため、計画、設計、建造、就航後の各段階での技術支援を的確に実施する。特に、環境規制に対応するための技術支援やLNG燃料船を含む先進船舶、離島航路就航船、二酸化炭素低減化船、労働環境改善船等の高度な技術を要する船舶への技術支援に重点的に取り組み、その充実を図る。また、内航カーボンニュートラル推進について、地球温暖化対策計画の改定や政府における検討会のとりまとめ結果を踏まえつつ、政府や様々な業界における最新動向について注視していく。

このため、内航海運の諸課題、事業者のニーズや社会的要請等に対応するための技術調査を実施するほか、技術支援に係る研修、交流、マニュアルの充実等により、技術支援に係わる職員の技術力の維持・向上、ノウハ

ウの体系的な蓄積と承継を図る。

また、先進船舶等の更なる普及を図るため、計画段階からの技術支援を充実させるとともに、引き続き機構の技術支援のあり方を検討する。

③ 船舶共有建造業務における財務内容の改善

平成29年度に策定した「繰越欠損金削減計画」に基づき、今中期計画期間中に40億円程度の繰越欠損金の縮減を図るほか、未収金残高についても引き続き縮減に努める。

海事勘定における財務改善の状況については、特に、繰越欠損金について、その要因を含めホームページ等において国民に分かりやすく公表する。

(6) 地域公共交通出資業務等

① 地域公共交通出資及び貸付け

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第29条の2の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生に寄与するため、認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行う。

また、出資等の業務に関する情報をホームページに掲載する等、地域公共交通の活性化及び再生に向けた主体的な取組みに対する支援効果が最大となるよう努める。

(a) 地域公共交通出資等

認定軌道運送高度化事業等（ただし、認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた都市鉄道に係る鉄道施設の建設を除く。）の実施に必要な資金の出資及び貸付けの申込みがあった際には、国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、出資等を行うか否かの決定に際し、政策的意義を踏まえて当該リスクを適切に評価するとともに、公的資金を活用する場合にあっては中長期的な収益性が見込まれること等を確認し、適切に出資及び貸付けの業務を行う。

さらに、出資及び貸付けを行った事業の進捗状況を適切に把握・評価しつつ、出資及び貸付資金の効率的な使用及び適切な回収を図る。

(b) 都市鉄道融資

認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた都市鉄道に係る鉄道

施設の建設に必要な資金の貸付けの申込みがあった際には、国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、貸付対象事業を適切に評価し、償還確実性等を確認した上で適切に貸付けの業務を行う。

さらに、貸付けを行った事業の進捗状況、事業者の財務状況等を把握しつつ、約定に沿った債権の確実な回収を図る。

② 物流施設融資

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第20条の2の規定に基づき、認定総合効率化事業の実施に必要な資金の貸付けを行う。貸付けの申込みがあった際には、国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、貸付対象事業を適切に評価し、償還確実性等を確認した上で適切に貸付けの業務を行う。

さらに、貸付けを行った事業の進捗状況、事業者の財務状況等を把握しつつ、約定に沿った債権の確実な回収を図る。

また、貸付けの業務に関する情報をホームページに掲載する等、流通業務の総合化及び効率化に向けた主体的な取組みに対する支援効果が最大となるよう努める。

（7）特例業務（国鉄清算業務）

① 年金費用等の支払及び資産処分の円滑な実施等

旧国鉄職員の恩給及び年金の給付に要する費用、旧国鉄時代に発生した業務災害に係る業務災害補償費等について、適切な資金管理を行いつつ、円滑かつ確実に支払を実施する。

北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「会社」という。）の株式については、国等の関係者と連携を図りつつ、各社の今後の経営状況の推移等を見極めながら、株式市場に関する情報収集を行うなど適切な処分方法の検討等を行う。

② 会社の経営自立のための措置等

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号。）に基づき、会社の経営自立のため、各社の中期経営計画等に基づく取組みに応じて、会社等に対する助成金の交付、青函トンネル及び本州四国連絡橋に係る改修費用の負担並びに会社が所有する事業の用に供されていない土地の取得に関する協議・調整等の支援に向けた手続きを、経営の改善状況を随時フォローしながら、適切に進めるととも

に、並行在来線の支援のため、特例業務勘定から建設勘定への繰入れを引き続き適切に実施する。

これらの支援等に当たっては、適切な資金管理を行いつつ、法令その他の基準を遵守するとともに、会社のモラルハザードを防止し、誤処理なく適正にかつ効率的に実施する。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務改善の取組み

① 組織の見直し

令和4年度における組織体制については、「鉄道・運輸機構改革プラン」に基づき、組織横断的な総合調整を担う経営企画部を本格設置するとともに、事業監理部及び技術企画部を廃止の上、建設企画部を新たに設置し、鉄道建設関係組織を再編するなど、業務の進捗等に対応した合理的、機動的な組織の編成、運営の効率化等を図る。

② 調達等合理化の取組み

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「令和4年度調達等合理化計画」を策定し、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。また、入札・契約の適正な実施について、監事監査及び契約監視委員会等のチェックを受ける。

③ 人件費管理の適正化

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組みを踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証し、その検証結果及び取組状況を公表する。

④ 一般管理費の効率化

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期計画期間の最終年度（令和4年度）において、前中期計画期間の最終年度（平成29年度）比で5%程度に相当する額の削減を目指し、抑制を図る。

⑤ 事業費の効率化

事業費（特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期計画期間の最終年度（令和４年度）において、前中期計画期間の最終年度（平成２９年度）比で５％程度に相当する額の削減を目指し、抑制を図る。

⑥ 資産の有効活用

宿舎等の保有資産について、効率的な活用を図る。

（２）電子化の推進

業務運営の簡素化及び効率化を図るとともに、「鉄道・運輸機構改革プラン」における業務の生産性の向上や働きやすい職場環境の構築に資するため、デジタル技術の活用等により、業務の電子化及びシステム等の最適化を推進する。

また、デジタル庁が策定した、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

３．予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

（１）予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり。

（２）財務運営の適正化

独立行政法人会計基準（平成１２年２月１６日独立行政法人会計基準研究会策定、平成２７年１月２７日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化基準の単位としての業務ごとに予算と実績の管理を行う。

また、年度末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

なお、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。

（３）資金調達

資金調達に当たっては、サステナビリティファイナンスを有効活用した資金計画を策定し、短期資金及び長期資金を併用した柔軟かつ効率的な資金調達を行うことにより、資金調達コストの抑制を図る。また、IR活動等を通じ機構の環境・社会貢献面への取り組みを幅広く訴求することにより投資家層の拡大を図る。

4. 短期借入金の限度額

年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、260,000百万円とする。

5. 不要財産の処分に関する計画

該当なし

6. 剰余金の使途

- ・建設勘定
管理用施設（宿舎に限る。）の改修

7. その他主務省令で定められる業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

該当なし

(2) 人事に関する計画

機構の役割を果たすため、人材確保に係る方針を策定し、事業規模、事業内容等業務の実情に応じて必要な人材の確保に努め、業務量が増加した繁忙部門に必要な人員を重点的に配置する等、人員の適正配置と重点的な運用を行うとともに、人材育成に係る方針を策定し、高度な専門的知識の修得、技術スキルの向上等を図る研修を実施することにより、社会的要請に応えうる組織運営に努める。

なお、人材育成については、人材育成に係る組織体制の強化を行い、複数のキャリアパスや人材育成プログラムの整備などに取り組む。

(3) 機構法第18条第1項の規定により繰り越した積立金（同条第5項の規定により第1項の規定を準用する場合を含む。）の使途

・ 地域公共交通等勘定

前中期計画期間終了までに自己収入財源で取得し、今中期計画期間に繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等への充当

・ 助成勘定

前中期計画期間終了までに自己収入財源で取得し、今中期計画期間に繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等への充当

(4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項

① 内部統制の充実・強化

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、「鉄道・運輸機構改革プラン」に基づく取組みを確実に実施する。

理事長のリーダーシップのもと、理事長を委員長とし、全役員が参画する内部統制委員会を中心に、機構のミッションや中期目標の達成を阻害する要因(リスク)の把握・対応を行う等、内部統制の取組みについて実態把握、継続的な分析、必要な見直しを行い、内部統制の充実・強化を図る。

鉄道建設事業については、工程と事業費を同時に審議する事業総合管理委員会等を通じた総合的なリスク管理の実施のほか、工程管理、事業費管理及びリスク管理の対応等に係る監査の実施など事業実施部署以外の者による内部統制の取組みを着実に実施する。

また、北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札における情報漏えい事案等の反省に立ち、その再発防止対策について、これまでの取組みを踏まえた上で、必要に応じて見直しを行いながら、引き続き着実に取り組む。

② 広報・情報公開の推進

機構の業務に対する国民の理解を深めるため、広報における主要なターゲット及びPRポイントを整理する。その際、「鉄道・運輸機構改革プラン」に基づいて対外的な情報発信力の強化の観点から、自治体等とのコミュニケーションの強化やYouTubeへの動画配信等に取り組むことにより、戦略的広報を着実に推進する。

また、主な業務の実施状況、役職員の給与水準、入札結果や契約の情報、財務の状況等について、ホームページ等において分かりやすく公表し、業務運営の透明性を確保する。

③ 情報セキュリティ対策の推進

「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）等の政府の方針及び機構の「令和4年度情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、情報セキュリティ研修の充実、全業務従事者への自己点検の実施、本社及び地方機関での情報セキュリティ監査等に取り組み、PDCAサイクルによるスパイラルアップを機能させ、情報セキュリティ対策を推進する。

④ 環境への配慮

機構で定める「第4期環境行動計画」に基づき、温室効果ガス（CO₂）排出量の削減に向けたオフィス活動における取組みのほか、各業務における環境負荷の低減に係る取組みを着実に推進する。また、政府による2050年カーボンニュートラルの宣言を踏まえるとともに、グリーン社会の実現に寄与すべく、内航船舶や鉄道建設現場におけるバイオ燃料の利用を含むカーボンニュートラルの実現に向けた取組みの推進、職員の環境意識の向上等を目的とした研修の実施を行うとともに、建設工事等により発生する建設廃棄物のリサイクル及びグリーン調達等の取組みを実施する。

さらに、持続可能な開発目標（SDGs）を意識しつつ、機構の環境対策への取組や成果について、「環境報告書2022」を作成し、ホームページ等を活用して公表するとともに、サステナビリティファイナンスの円滑な実行のためIR活動においてもアジア発のCBIプログラム認証を取得していることも含め機構の環境・社会貢献面への取組みを幅広く訴求するなど、適切かつ積極的な情報発信を行う。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 年度計画の予算等(令和4年度)
【建設勘定】

予算 (単位:百万円)

区 分	整備新幹線事業	民鉄線等事業	その他事業	合 計
収入				
国庫補助金等	53,586	12,210	-	65,796
地方公共団体建設費負担金	53,586	-	-	53,586
地方公共団体建設費補助金	-	12,210	-	12,210
政府出資金	-	-	3,090	3,090
借入金等	-	96,357	18,643	115,000
財政融資資金借入金	-	11,100	-	11,100
民間借入金	-	18,257	5,643	23,900
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	-	67,000	13,000	80,000
業務収入	90,363	65,873	33,003	189,240
受託収入	-	-	34,134	34,134
業務外収入	155	1,653	256	2,064
他勘定より受入	96,672	11,589	17,402	125,663
計	240,776	187,682	106,527	534,985
支出				
業務経費				
鉄道建設業務関係経費	248,071	30,944	21,434	300,449
受託経費				
鉄道建設業務関係経費	-	-	32,176	32,176
借入金等償還	-	151,557	46,581	198,138
支払利息	3,956	5,777	849	10,582
一般管理費	3,985	377	792	5,154
人件費	11,186	1,059	2,239	14,484
業務外支出	9,086	2,300	3,052	14,438
他勘定へ繰入	903	15,419	-	16,322
計	277,187	207,433	107,123	591,743

[人件費の見積もり] 11,311百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。
(注1)第4期中期計画期間における特殊要因については、我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組みに係る経費である。

収支計画 (単位:百万円)

区 分	整備新幹線事業	民鉄線等事業	その他事業	合 計
費用の部	226,198	64,215	55,135	345,548
経常費用	226,042	58,826	54,167	339,035
鉄道建設業務費	225,141	57,930	52,964	336,035
受託経費	99	682	858	1,639
一般管理費	728	195	324	1,247
減価償却費	74	19	21	114
財務費用	2	5,335	874	6,211
雑損	154	54	93	301
収益の部	226,198	64,355	55,234	345,786
鉄道建設業務収入	90,245	61,698	44,730	196,673
鉄道建設事業費補助金収入	-	-	-	-
鉄道建設事業費利子補給金収入	-	21	-	21
受託収入	99	682	858	1,639
資産見返負債戻入	135,698	1,812	9,390	146,900
資産見返補助金等戻入	131,486	1,804	1,021	134,311
その他	4,211	7	8,369	12,588
財務収益	2	0	-	2
雑益	154	142	255	552
純利益	-	140	99	239
目的積立金取崩額	-	-	-	-
総利益	-	140	99	239

資金計画 (単位:百万円)

区 分	整備新幹線事業	民鉄線等事業	その他事業	合 計
資金支出	693,335	231,146	124,592	1,049,074
業務活動による支出	276,812	40,449	60,119	377,379
投資活動による支出	4	-	348	353
財務活動による支出	-	166,949	46,581	213,530
翌年度への繰越金	416,519	23,749	17,544	457,812
資金収入	693,335	231,146	124,592	1,049,074
業務活動による収入	240,621	91,270	84,794	416,686
受託収入	303	750	34,134	35,187
その他の収入	240,318	90,520	50,661	381,499
投資活動による収入	155	55	0	210
財務活動による収入	-	96,357	21,733	118,090
前年度よりの繰越金	452,559	43,464	18,065	514,088

(注2)単位未満四捨五入のため、合計額は一致しないことがある。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 年度計画の予算等(令和4年度)
【海事勘定】

予算		(単位:百万円)
区 分	金 額	
収入		
借入金等	31,400	
財政融資資金借入金	24,400	
民間借入金	7,000	
業務収入	28,436	
業務外収入	69	
計	59,905	
支出		
業務経費		
海事業務関係経費	35,521	
借入金等償還	23,523	
支払利息	424	
一般管理費	214	
人件費	862	
業務外支出	95	
計	60,639	

[人件費の見積もり] 650百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

収支計画		(単位:百万円)
区 分	金 額	
費用の部	25,523	
経常費用	25,001	
海事業務費	23,896	
一般管理費	1,102	
減価償却費	3	
財務費用	522	
収益の部	26,037	
海事業務収入	25,600	
資産見返負債戻入		
資産見返補助金等戻入	0	
財務収益	0	
雑益	437	
純利益	514	
目的積立金取崩額	-	
総利益	514	

資金計画		(単位:百万円)
区 分	金 額	
資金支出	68,437	
業務活動による支出	2,128	
投資活動による支出	34,908	
財務活動による支出	23,523	
翌年度への繰越金	7,877	
資金収入	68,437	
業務活動による収入	26,067	
投資活動による収入	2,559	
財務活動による収入	31,400	
前年度よりの繰越金	8,410	

(注)単位未満四捨五入のため、合計額は一致しないことがある。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 年度計画の予算等(令和4年度)
【地域公共交通等勘定】

予算 (単位:百万円)

区 分	地域公共交通出資等業務	内航海運活性化融資業務	合 計
収入			
運営費交付金	60	-	60
政府出資金	10	-	10
借入金等			
財政融資資金借入金	201,500	-	201,500
業務収入	1,107	-	1,107
業務外収入	5	-	5
他勘定より受入	820	-	820
計	203,502	-	203,502
支出			
業務経費			
地域公共交通等業務関係経費	202,339	0	202,339
借入金等償還	307	-	307
支払利息	699	-	699
一般管理費	36	0	36
人件費	111	0	112
業務外支出	9	0	9
計	203,502	0	203,502

[人件費の見積もり] 91百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

(注1)第4期中期計画期間における特殊要因については、都市鉄道融資及び物流施設融資に係る経費並びに並行在来線会社に対する出資に係る経費である。

収支計画 (単位:百万円)

区 分	地域公共交通出資等業務	内航海運活性化融資業務	合 計
費用の部	877	1	877
経常費用	156	1	156
地域公共交通等業務費	8	0	8
一般管理費	147	0	147
減価償却費	0	0	0
財務費用	721	-	721
収益の部	877	-	877
運営費交付金収益	55	-	55
地域公共交通等業務収入	813	-	813
賞与引当金見返に係る収益	4	-	4
退職給付引当金見返に係る収益	0	-	0
資産見返負債戻入	0	-	0
資産見返運営費交付金戻入	0	-	0
資産見返補助金等戻入	0	-	0
雑益	4	-	4
純利益	-	△ 1	△ 1
目的積立金取崩額	-	1	1
総利益	-	-	-

資金計画 (単位:百万円)

区 分	地域公共交通出資等業務	内航海運活性化融資業務	合 計
資金支出	203,510	19	203,530
業務活動による支出	203,193	1	203,194
投資活動による支出	1	-	1
財務活動による支出	307	-	307
翌年度への繰越金	9	18	27
資金収入	203,510	19	203,530
業務活動による収入	1,993	-	1,993
運営費交付金による収入	60	-	60
その他の収入	1,933	-	1,933
財務活動による収入	201,510	-	201,510
前年度よりの繰越金	7	19	27

(注2)単位未満四捨五入のため、合計額は一致しないことがある。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 年度計画の予算等(令和4年度)
【助成勘定】

予算 (単位:百万円)

区 分	鉄道助成業務	中央新幹線建設 資金貸付等業務	債務償還業務	勘定共通	セグメント間相殺	合 計
収入						
運営費交付金	-	-	-	200	-	200
国庫補助金等	104,636	-	-	-	-	104,636
国庫補助金	104,615	-	-	-	-	104,615
政府補給金	21	-	-	-	-	21
借入金等						
民間借入金	-	-	55,000	-	-	55,000
業務収入	-	25,750	72,431	283	-	98,465
業務外収入	72	-	-	0	-	72
他勘定より受入	15,502	-	-	-	-	15,502
他経理より受入	16,300	-	15,392	-	△31,692	-
計	136,510	25,750	142,823	483	△31,692	273,875
支出						
業務経費						
鉄道助成業務関係経費	10,359	-	-	6	-	10,365
支払利息	-	25,750	17,990	-	-	43,740
一般管理費	-	-	-	127	-	127
人件費	-	-	-	324	-	324
業務外支出	182	-	-	26	-	208
他勘定へ繰入	110,577	-	108,533	-	-	219,110
他経理へ繰入	15,392	-	16,300	-	△31,692	-
計	136,510	25,750	142,823	483	△31,692	273,875

[人件費の見積もり] 272百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

(注1) 第4期中期計画期間における特殊要因については、機構法の一部改正に伴う令和3年度以降の旅客会社に対する支援の拡充に係る経費である。

収支計画 (単位:百万円)

区 分	鉄道助成業務	中央新幹線建設 資金貸付等業務	債務償還業務	勘定共通	セグメント間相殺	合 計
費用の部	121,118	25,750	74,360	460	△16,300	205,388
経常費用	120,936	-	27,297	460	△16,300	132,393
鉄道助成業務費	120,936	-	27,297	-	△16,300	131,933
一般管理費	-	-	-	459	-	459
減価償却費	-	-	-	1	-	1
財務費用	-	25,750	47,063	-	-	72,813
雑損	182	-	-	-	-	182
収益の部	121,118	25,750	72,431	459	△16,300	203,458
運営費交付金収益	-	-	-	187	-	187
鉄道助成業務収入	16,300	25,750	72,431	257	△16,300	98,439
補助金等収益	104,636	-	-	-	-	104,636
賞与引当金見返に係る収益	-	-	-	13	-	13
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	1	-	1
前払年金費用見返に係る収益	-	-	-	-	-	-
資産見返負債戻入	-	-	-	0	-	0
資産見返補助金等戻入	-	-	-	0	-	0
資産見返運営費交付金戻入	-	-	-	-	-	-
雑益	182	-	-	0	-	182
純利益	-	-	△1,929	△1	-	△1,930
目的積立金取崩額	-	-	-	3	-	3
総利益	-	-	△1,929	2	-	△1,927

資金計画 (単位:百万円)

区 分	鉄道助成業務	中央新幹線建設 資金貸付等業務	債務償還業務	勘定共通	セグメント間相殺	合 計
資金支出	136,510	25,750	142,824	791	△31,692	274,183
業務活動による支出	136,510	25,750	63,363	502	△31,692	194,433
投資活動による支出	-	-	-	3	-	3
財務活動による支出	-	-	79,460	-	-	79,460
翌年度への繰越金	-	-	0	287	-	288
資金収入	136,510	25,750	142,824	791	△31,692	274,183
業務活動による収入	136,510	25,750	87,823	485	△31,692	218,876
運営費交付金による収入	-	-	-	200	-	200
補助金等による収入	104,636	-	-	-	-	104,636
その他の収入	31,874	25,750	87,823	285	△31,692	114,040
財務活動による収入	-	-	55,000	-	-	55,000
前年度よりの繰越金	-	-	0	306	-	306

(注2) 単位未満四捨五入のため、合計額は一致しないことがある。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 年度計画の予算等(令和4年度)
【特例業務勘定】

予算		(単位:百万円)
区 分	金 額	
収入		
業務収入	3,683	
業務外収入	16	
他勘定より受入	108,533	
計	112,232	
支出		
業務経費		
特例業務関係経費	97,040	
借入金等償還	22,000	
支払利息	9,426	
一般管理費	1,026	
人件費	530	
業務外支出	1	
他勘定へ繰入	15,086	
計	145,109	

[人件費の見積もり] 429百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

(注1)第4期中期計画期間における特殊要因については、債務等処理法の一部改正に伴う令和3年度以降の会社等に対する支援の継続・拡充に係る経費である。

収支計画		(単位:百万円)
区 分	金 額	
費用の部	60,275	
経常費用	50,848	
特例業務費	49,428	
一般管理費	1,394	
減価償却費	26	
財務費用	9,427	
収益の部	29,089	
特例業務収入	-	
財務収益	29,085	
雑益	4	
純利益	△ 31,186	
目的積立金取崩額	-	
総利益	△ 31,186	

資金計画		(単位:百万円)
区 分	金 額	
資金支出	242,636	
業務活動による支出	123,044	
投資活動による支出	65	
財務活動による支出	22,000	
翌年度への繰越金	97,527	
資金収入	242,636	
業務活動による収入	32,772	
投資活動による収入	79,460	
前年度よりの繰越金	130,404	

(注2)単位未満四捨五入のため、合計額は一致しないことがある。